一般財団法人ソフトウェア情報センター 発行・編集 専務理事 亀井 正博

No. 154(2017/3)

## -Enfish v. Microsoft フェデラルサーキット判決ほかー Alice 連邦最高裁判決後の特許適格性判断の動向(2016 年判決概観)

相田 義明

## 目次

- 1 はじめに
- 2 2016 年判決概観
- 3 Enfish LLC v. Microsoft Corp. 判決の概要
- 4 McRO, Inc. v. Bandai Namco 判決の概要
- 5 Alice の 2 段階テストの問題点と IPO による 101 条改正提案
- 6 今後の課題

## 1 はじめに

米国では、ビジネス上のアイデア等を汎用コンピュータや既存のネットワークを利用して実現した発明の特許適格性につき、2010年の BILSKI 判決と 2014年の ALICE 判決の2度にわたる連邦最高裁の判断を経て、これまでのフェデラルサーキットの実務が変更を受け、これに伴い、米国特許商標庁の実務も変更を余儀なくされている。特に、目前の特許出願の処理に迫られている米国特許商標庁は、ALICE 判決の後に速やかに暫定審査ガイドラインを公表するなど、対応に追われている。

もっとも、連邦最高裁が示した判断規範(**2段階テスト**)はかなり抽象的なものであり、具体的な事案に安定的に適用するには、フェデラルサーキットによる更なる事例の積み重ねが必要とされている。・・・

以下割愛。全 13 ページ

以 上

**SOFTIC** 

© 2017 (一財)ソフトウェア情報センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1-4 東都ビル 4 階 TEL. (03)3437-3071 FAX. (03)3437-3398 WebSite http://www.softic.or.jp/